こどもトークルーム実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、設置要項（以下「要項」という。）第 10 条の規定に基づき、こどもトークルーム（以下「トークルーム」という。）制度の実施事項について、必要な事項を定めるものです。

（トークルームのメンバーの活動の実施方法）

第２条 トークルームのメンバー（以下「メンバー」という。）の活動内容は、次のとおりとする。

（１）事前ワークショップ「バーチャル埼玉交流会」への参加

トークルーム本番に向け、事前に実際に「バーチャル埼玉」に入っていただき、パソコン等の動作確認や、バーチャル空間で実際に対話をすることで、本番に向けた準備をしていただきます。

（２）準備シート

メンバー決定後お送りする準備シートに取り組んでいただきます。「第２回 こどもトークルーム」当日は、準備シートをお手元にご用意してご参加ください。

（３）トークルーム本番

「バーチャル埼玉」内で、「こども版 彩の国だより」2026 年冬号に関して、内容や構成についての感想などを話していただきます。また、次回発行予定の2027年夏号のテーマについても話し合っていただきます。司会者が進行します。

（応募）

第３条 トークルームに応募を希望する者は、埼玉県（以下、「県」という。）のホームページから所定の応募フォームに必要事項を入力し、申請するものとします。

２ 県は、応募者が申請した内容に基づき、要項第３条に定める条件を満たすか審査した上で、メンバーを決定します。

３ 県は、決定したメンバーに対し、メンバーが指定した電子メールアドレスに同意書及び事前提供資料をお送りします。

４ 応募者多数の場合は、抽選によりメンバーを決定し、結果は、決定したメンバーにのみ電子メールで通知します。

（賠償責任）
第４条 要項第５条の行為に起因して県若しくは第三者に損害が生じた場合、メンバーは決定取り消し後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。 なお、この場合、県は損害を被った第三者に対し一切責任を負いません。

（決定の取り消し）
第５条 県が要項第６条に基づき決定を取り消す場合、メンバーがトークルームで保有する全ての権利を取り消します。

（トークルームでの発言内容等の著作権）
第６条 トークルーム内での発言内容等で、著作権が認められるものがある場合、その権利は全て県に譲渡するものとします。なお、メンバーは、当該著作権にかかる著作者人格権を県及び第三者に行使しないものとします。
２ 県は、トークルーム内での発言内容等を利用し、個人情報を除きメンバーの承諾なしに公表することができるものとします。

（個人情報の利用目的）
第８条 メンバーの個人情報を次の各号に定める目的のために利用します。
(1) トークルームを実施すること
(2) 県政運営の施策に反映及び企画向上のための集計・分析等に用いること
(3) 県に関する情報を提供するために、電子メールの送信等により案内すること

（内容の変更並びに停止及び廃止）
第９条 県は、予告なしに本制度の内容の一部もしくは全部を変更し、又は本制度の一部もしくは全部を停止及び廃止する場合があります。なお、県が変更並びに停止及び廃止を行った場合、当該内容を県のホームページ等に掲示することにより、メンバーに対し当該内容の通知を行ったものとします。

附則
１ この要領は、令和８年７月１日から施行する。
附則
１ この要領は、令和８年１１月２７日から施行する